

別記様式

随 意 契 約 結 果 書

件 名 及 び 数 量	北部国道管理関係施工監督補助業務
契約担当官等の氏名 並びに所属する部局 の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局 北部国道事務所長 高 良 保 英 (名護市大北4丁目28番34号)
契 約 締 結 日	平成17年 4月 1日
契約の相手方の氏名 及び住所	(社) 沖縄建設弘済会 沖縄県浦添市勢理客四丁目18番1号
契 約 金 額 (消費税及び地方 消費税含む)	120,225,000円
予 定 価 格 (消費税及び地方 消費税含む)	120,739,500円
随意契約によることと した理由	別紙のとおり
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

随意契約理由書

1. 業 務 名 北部国道管理関係施工監督補助業務
2. 履行場所 名護市字名護（北部国道事務所 名護維持出張所）
及び石川市字石川（北部国道事務所 石川国道出張所）
3. 契約の相手方 名 称 （社）沖縄建設弘済会
住 所 浦添市勢理客四丁目18番1号
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

（1）目的・内容

本業務は、工事における適正な施工を確保すると共に、施工管理及び品質を確保することを目的とするため、北部国道管内の工事監督補助業務を行うものである。

（2）理由

本業務により工事の適正な履行を確保するためには、沖縄総合事務局制定「土木工事共通仕様書」及び「土木請負工事必携」に連記されている各種の基準等を熟知し、設計施工の内容に精通しているとともに、公平・中立な立場であることが必要不可欠である。

上記の（社）沖縄建設弘済会は、沖縄の建設行政の推進と建設事業の円滑な推進に資し、もって国土開発の発展に寄与することを目的に昭和60年4月1日に設立された公益法人である。上記法人は、本業務を遂行する上で必要な工事監督業務について豊富な実績があるとともに、工事監督業務の経験豊富な技術者を多数有していることから円滑、かつ適正に実施できる唯一の機関である。

よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。